滋賀県がんばる医療応援補助金交付申請にあたってのお知らせ

<申請書作成時の注意事項>

- 1. 申請資料の作成日は、すべて令和6年4月1日としてください。
- 2. 対象経費の例は以下のとおりです。なお、前年度以前に購入した設備・備品等は補助対象外です。

事業区分	具体的な内容(対象経費)
業務省力化・効率化に伴	以下のシステム等の導入費用
う勤務環境改善に資する	・スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシス
設備等整備事業	テム
(ICT システム導入費用)	・AI 問診システム
	・画像診断システム
	・カルテの自動音声入力システム
	・勤怠管理システム
	※運用保守(ランニングコスト)にかかる費用は
	補助対象外
業務省力化・効率化に伴	・患者説明用のタブレット端末
う勤務環境改善に資する	・勤怠管理システムと連携したスマートフォン
設備等整備事業	・その他、医療従事者の業務省力化・効率化に伴
(設備・備品整備費用)	う勤務環境の改善に資する設備・備品の購入費用
当直室・休憩室の施設設	・医師等の当直室の環境を整備するために必要な
備・備品等整備事業	設備・備品等の購入費用
	・医療従事者の休憩室の環境を整備するために必
	要な設備・備品等の購入費用
	※当直室・休憩室の新築に係る費用は補助対象外

3. 事業計画書は、当該補助金の事業目的(医療従事者の勤務環境の改善)を念頭に置いて詳細に記載してください。

4. 事業計画書の「(C) 事業実施により期待できる効果」欄は、以下の事項を参考に 記載してください。

事業区分	(C) 期待できる効果
業務省力化・効率化に	<u>数値目標の設定を必須</u> とします。(例:時間外労働
伴う勤務環境改善に資	10%減)
する設備等整備事業	実績報告時に数値目標の達成度を記載いただきます。
当直室・休憩室の施設	数値目標の設定は任意とします。
設備・備品等整備事業	(例:現状○○○○であるが、本事業を実施すること
	により、△△△△の効果が期待できる。)

- 5. 補助金は県の予算の範囲内で交付するため、申請額と交付決定額が一致しない場合があります。
- 6. <u>書類提出期限:令和6年6月19日(水)まで ※厳守 に提出</u>をお願いします。 提出期限を過ぎた場合は、原則として申請書を受付いたしかねます。(やむを得ない事情などにより提出が遅れる場合は、事前に御連絡ください。)